

## 令和6年度スポーツを通じた被災地交流事業（宮城県企画）宿泊輸送等業務委託仕様書

### 1 目的

本仕様書は、スポーツを通じた被災地交流事業実行委員会（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という）に委託するスポーツを通じた被災地交流事業（宮城県企画）宿泊輸送等業務を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

### 2 事業目的

「令和6年度スポーツを通じた被災地交流事業（宮城県企画）（以下「本事業」という。）」は、東日本大震災以降、スポーツを通じて築いてきた東京都と被災地との絆をレガシーとして、東京都、岩手県、宮城県及び福島県の4者が協力して、スポーツを通じて人的・経済的・文化的交流を一層深めることを目的に実施する。また、東京2020オリンピック競技大会のサッカー競技が宮城県で開催されたことを踏まえ、サッカー競技の開催地である地域・施設ブランドをレガシーとして継承するとともに、次代を担う選手を対象としたスポーツ気運醸成を図ることを目的とする。

なお、本事業は次の概要のとおり開催する。

- (1) 日程：令和6年6月15日（土）～令和6年6月16日（日）（1泊2日）
- (2) 実施場所：宮城県牡鹿郡女川町「〒986-2271 宮城県牡鹿郡女川町清水2丁目8」他
- (3) 参加者（予定）：115名程度（選手84～103名程度、引率者19～23名程度）  
東京都、岩手県、宮城県、福島県 小学生女子サッカーチーム  
・選手は、小学校5、6年生を想定  
・東京都、宮城県は各2チーム 岩手県、福島県は各1チーム、計6チームが参加  
・参加者数はチームによって異なる。詳細は各都県参加者数の決定後、甲及び参加者と調整し、必要な手配を行うこと。
- (4) 実施内容：
  - ① サッカーキャンプ（サッカーを通じた交流） ※6月15日（土）に実施  
・交流試合（各都県チーム、合同チームによる交流試合）  
・著名サッカー選手との交流体験（著名サッカー選手によるクリニック）  
・場所：女川スタジアム（宮城県牡鹿郡女川町清水2丁目8）
  - ② 震災伝承・魅力体験 ※6月16日（日）に実施  
・東日本大震災の経験を踏まえた震災伝承を体験  
・場所：語り部体験（宮城県宮城郡松島町内）  
震災遺構仙台市立荒浜小学校見学（宮城県仙台市若林区荒浜字新堀端32-1）

### 3 契約期間

令和6年4月1日から令和6年9月30日まで

### 4 委託業務概要

本事業では、東京都、岩手県、宮城県及び福島県の子どもたちを宮城県に招待し、サッカーキャンプ（サッカーを通じた交流）及び震災伝承・魅力体験を実施する。本事業において、サッカーキャンプ（サ

サッカーを通じた交流) 及び震災伝承・魅力体験の行程を踏まえた全体の企画立案や事業の日程管理を実施の上、参加者の移動手段及び宿泊場所等を手配し、円滑な運営を行う。なお、本仕様書に特に定めのある場合を除き、事業実施に際して必要な手続及びそれらに係る諸経費(権利関係の処理等に係る費用を含む。)等、本委託の履行に必要となる一切の経費を契約金額に含むものとする。

本事業の実施に当たっては、サッカーキャンプ開催の主管である一般社団法人宮城県サッカー協会と連携すること。

## 5 委託業務内容

### (1) 移動手段の手配

東京都、岩手県、宮城県及び福島県の参加者について、以下のとおり移動手段を手配すること。原則として、大型バス1台に1チームが乗車することとする。ただし宮城県の2チームは1台のバスに乗車する。

- 日程 令和6年6月15日(土)～令和6年6月16日(日)
- 移動手段 東京都 新幹線及びバス2台(21名程度/台で乗車予定)
- 岩手県 バス1台(20名程度/台で乗車予定)
- 宮城県 バス1台(33名程度/台で乗車予定)
- 福島県 バス1台(20名程度/台で乗車予定)

各都県参加者の行程等(予定)は以下のとおり。なお、参加者の集合・解散場所、時間等は予定であり、詳細は、各都県参加者決定後、甲及び参加者と調整すること。

#### ① 東京都(予定)

6/15 6:15 東京都内(集合場所)→8:40 仙台駅→9:45 女川町(女川スタジアム)  
→18:30-19:00 女川町内宿泊地

6/16 8:15 女川町内宿泊地発→9:30 松島町(語り部体験)→11:15 仙台市(荒浜小学校)  
→13:00 昼食(仙台市内)→14:20 仙台駅→18:00 東京都内(解散)

#### ② 岩手県(予定)

6/15 6:15 岩手県内(集合場所)→9:00 女川町(女川スタジアム)  
→18:30-19:00 女川町内宿泊地

6/16 8:15 女川町内宿泊地発→9:30 松島町(語り部体験)→11:15 仙台市(荒浜小学校)  
→13:00 昼食(仙台市内)→14:30 仙台市発→18:00 岩手県内(解散)

#### ③ 宮城県(予定)

6/15 9:00 女川町(女川スタジアム)→18:30-19:00 女川町内宿泊地

6/16 8:30 女川町内宿泊地発→9:30 松島町(語り部体験)→11:15 仙台市(荒浜小学校)  
→13:00 昼食(仙台市内)→14:30 仙台市発→15:30 宮城県内(解散)

#### ④ 福島県(予定)

6/15 6:55 福島県内(集合場所)→9:00 女川町(女川スタジアム)  
→18:30-19:00 女川町内宿泊地

6/16 8:15 女川町内宿泊地発→9:30 松島町(語り部体験)→11:15 仙台市(荒浜小学校)  
→13:00 昼食(仙台市内)→14:30 仙台市発→18:00 福島県内(解散)

なお、バスの配車・運行時に生じる経費（高速道路・有料道路利用料金、駐車料金等）は、本仕様書に基づき積算し、本契約代金に含めること。

## (2) 宿泊の手配

- ① 参加者 115 名程度（選手 84～103 名程度、引率者 19～23 名程度）の宿泊施設を手配すること。
- ② 一泊二食（夕食・朝食）付きとすること。
- ③ 一人当たりの予算は 11,000 円（税込）すること。その他に、引率者分の入湯税を計上すること。
- ④ 宿泊は宮城県牡鹿郡女川町内の宿泊施設であって、甲が手配する。乙は宿泊施設への支払い手続き並びに宿泊人数及び部屋割り等の連絡等の宿泊施設との一切の調整を行うこと。なお、各都県参加者が宿泊施設内の同一会場で食事できる場所を用意することとし、食事の内容は甲と協議の上、決定すること。

## (3) 食事の手配

- ① 6月15日に昼食として、参加者 115 名程度（選手 84～103 名程度、引率者 19～23 名程度）の弁当及び地元食材を使用した温かい汁物を手配すること。  
なお、交流試合の前後に食事となるため消化のよい軽食とし、500 ミリペットボトル飲料を併せて提供すること。
- ② 6月16日に仙台市内において参加者の昼食を手配すること。観光名所を兼ねた会場とし、各都県参加者が同一会場で食事できる場所を用意すること。
- ③ 食事の内容は甲と協議の上、決定すること。

## (4) 震災伝承・魅力体験

### ① 語り部体験

丸文松島汽船株式会社が提供する「松島遊覧船震災語り部クルーズ」プログラムに係る手配を行うこと。体験時には参加者の船酔い防止対策を講じること。体験に係る予約は甲が行うこととし、プログラム体験料 1 人あたり 680 円（税込）は乙が負担すること。

### ② 震災遺構仙台市立荒浜小学校見学

「震災遺構仙台市立荒浜小学校」において、施設見学を手配すること。見学に係る予約は甲が行うこととし、乙は施設との連絡調整を行うこと（施設見学科は無料）。

- ③ 記念品として 1 人あたり 2,200 円（税込）以内の宮城県の伝統的工芸品を参加者 115 名程度分手配すること。なお、記念品は甲と協議して決めること。

## (5) アンケートの実施

本事業の当日、参加者に対し本事業についてのアンケートを行い、終了後に回収すること。なお、アンケート項目については甲と協議の上作成することとし、アンケート用紙及び実施に必要な備品は乙が用意すること。アンケート実施に当たっては、必要に応じて参加者へ記入を促すアナウンスを行うなど、回収率を高めるよう努めること。回収したアンケートについては、集計の上、集計結果及び原本を甲に提出すること。

## (6) 感染症対策

本事業の実施に当たっては、甲乙協議の上、感染症対策を講じること。

#### (7) 中止時の対応

感染症の流行、災害又は荒天等を理由に、やむを得ず事業又は事業の一部を中止する場合がある。中止に伴う対応については、合理的な範囲において委託者との減額等に係る協議に応じるものとする。

#### (8) その他

- ① 乙は、甲乙の双方を被保険者とする損害賠償責任保険（イベント保険）に加入すること。また、参加者の怪我や事故等が発生した場合に備え、本事業の展開イベント全てに補償できる対策を講じること。なお、補償内容等については、委託者と協議すること。また、万一事故が発生した場合には、誠意ある対応を行うこと。
- ② 業務全体の進捗管理を適切に行うこと。
- ③ 都県スタッフ用の運営マニュアル（電子データ及び紙 10 部）及び参加者用の冊子（電子データ及び紙 115 部程度）を作成すること。なお、参加者用の冊子は、1 週間前までに電子データを参加者へ配布し、当日に紙媒体を配布すること。
- ④ 各都県の集合場所から解散場所まで添乗する人員を 1 チームあたり 1 人配置すること。ただし、宮城県のチームについては、2 チームに 1 人配置すること。

## 6 成果品

### 実績報告書

本事業終了後、委託期間中に行った全ての活動に関して実績報告書を作成すること。実績報告書には、目次、概要、組織図（体制図）、全体スケジュール実績、震災伝承・魅力体験、輸送・宿泊・食事の実績、準備物品・備品一覧、その他必要事項を網羅すること。

また、本企画にかかる報道内容について調査（新聞、雑誌、テレビ、web 等）を行い、実績報告書に掲載すること。

- (1) 数量：4 部及び電子データ
- (2) 製版：カラー両面印刷
- (3) 提出：実績報告書 4 部を 1 部ずつ甲の構成員である東京都、岩手県、宮城県及び福島県へ提出すること。

## 7 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
  - ① 作業スケジュール
  - ② 業務実施体制図
  - ③ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
  - ① 完了届
  - ② その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

## 8 事業実施にあたっての打合せ

乙は、本業務の期間において、甲（構成員のうち特に宮城県）との間で随時打合せを行うものとする。  
また、甲は本業務の実施のために必要な協力をする。

## 9 支払い方法

業務完了後、甲が履行を確認した後、乙からの適法な請求書に基づき、一括で支払う。

## 10 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。

## 11 担当

スポーツを通じた被災地交流事業実行委員会事務局  
(東京都生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部スポーツ課)  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1  
電 話 : 03-5320-7714

## 個人情報を取り扱う事務に係る委託契約特記事項

## (個人情報の帰属)

第1条 本業務の履行に際してスポーツを通じた被災地交流事業実行委員会（以下「委託者」という。）が受託者に貸与するデータ、帳票、資料等に記載された個人情報及びこれらの情報から受託者が作成した個人情報並びに委託管理上委託者が保有する必要がある個人情報は、全て委託者の保有する個人情報とする。

## (受託者の責務)

第2条 受託者は、本業務の履行に際して取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守して取り扱う義務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払う。

2 前項の規定により受託者が負う責務及び秘密保持に必要な事項のうち、委託者の保有する個人情報に係る事項は、次の各号による。

(1) 委託者の保有する個人情報の目的外利用及び第三者への提供等を行うことの禁止

(2) 再委託を行う場合は、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容及び事業執行場所を委託者に通知し承諾を得た上で、再委託先にも本条と同様の秘密保持に関する取扱いとする責務を課し、遵守させること。

また、当該再委託に係る個人情報の安全管理が図られるよう、当該再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(3) 委託者の保有する個人情報の複写及び複製の禁止

なお、委託者の保有する個人情報の複写又は複製を行う場合は、あらかじめ委託者の承諾を得た上で、複写又は複製の範囲を最小限に止めること。

(4) 個人情報の授受、保管及び管理については、個人情報の紛失、消滅、毀損等の事故を防止するため、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に格納する等、適正に管理等を行うこと。

(5) 個人情報保護に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者が、厳重な注意を払い委託者の保有する個人情報を管理すること。

(6) 前号の業務責任者は、委託者の保有する個人情報を取り扱う業務に従事する者に対して、事前に個人情報保護に関する教育や研修を行うこと。

(7) 委託者が必要に応じて行う委託者の保有する個人情報の管理状況についての立入調査に対応すること。

(8) 事故発生時には速やかに委託者に報告すること。

なお、委託者は、必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。

(9) 本業務履行中に不良品又は不用品が発生したときは、その発生数量及び発生原因を委託者に報告し、その処分について委託者と協議すること。

(10) 業務終了後又は委託者が請求したときは、委託者が提供した個人情報の記載・記録された資料等について、速やかに委託者に返還すること。

(11) 前号に規定する委託者が提供した資料等以外の業務に係る個人情報については、業務終了後、適正に廃棄又は消去し、廃棄又は消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報・数量・消去方法・消去日等を書面で委託者に報告すること。

(契約解除及び損害賠償)

第3条 委託者は、受託者が関係法令や前二条の個人情報保護に関する義務規定に違反し又は義務を怠ったときは、受託者に対して契約書等にある契約解除及び損害賠償請求等の措置を行うものとする。

(その他)

第4条 受託者は、本特記事項の解釈等、個人情報の取扱について疑義を生じた場合、その都度委託者に確認し、本業務を行うこと。

以上

## 1 東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。その際、可能な限り、製品やサービスの生産から流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

### <製造段階での環境配慮>

- (1) 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- (2) 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- (3) 再生しやすい材料を使用したもの

### <使用段階での環境配慮>

- (4) 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- (5) 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- (6) 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

### <廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- (7) 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- (8) 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- (9) 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

### <その他の環境配慮>

- (10) 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの。
- (11) 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- (12) その他

## 2 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。